平成２１年（フ）第１８８７号
札幌市西区発寒３条１丁目９番２号
債務者　小島　美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３３号
北海道江別市大麻宮町６番地　道営住宅Ｒ25―404
債務者　坂井　　仁
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３９号
札幌市北区北29条西７丁目２番１号　N29―203号
債務者　勝山　　巧
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５１号
北海道千歳市蘭越58番地の18
債務者　大谷　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５４号
札幌市白石区南郷通６丁目南３番12―405号
債務者　土門　昌幸
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８６号
札幌市南区澄川６条３丁目２番５―203号
債務者　竹中　美雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９９号
札幌市中央区南６条西16丁目２番１号　ラポール南６条201号
債務者　工藤　京子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２９号
札幌市中央区北５条西25丁目４番16―206号
債務者　堂場　洋子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２号
北海道斜里郡斜里町字大栄10番地
債務者　及川　克利
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
群馬県太田市下田島町1284番地１
債務者　柳沼　敏昭
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１７９号
群馬県高崎市菅谷町572番地
債務者　福田　裕治
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３５号
群馬県安中市松井田町新堀1010番地
債務者　永井　昌一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３６号
群馬県安中市松井田町新堀1010番地
債務者　永井　　泉
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８８号
埼玉県所沢市小手指町２丁目18番地の26　メゾンローリエ小手指203
債務者　木原　　妙
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９７号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3031番地の111
債務者　鳴澤　富子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２４０号
愛知県一宮市森本２丁目27番14号　広見住建102号
債務者　戸田　淳一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４５９号
大阪府枚方市山之上西町２番22号
債務者　下原　好子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０６８号
大阪府大東市深野３丁目７番16号　Ｅ棟305号
債務者　林　　武士
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部